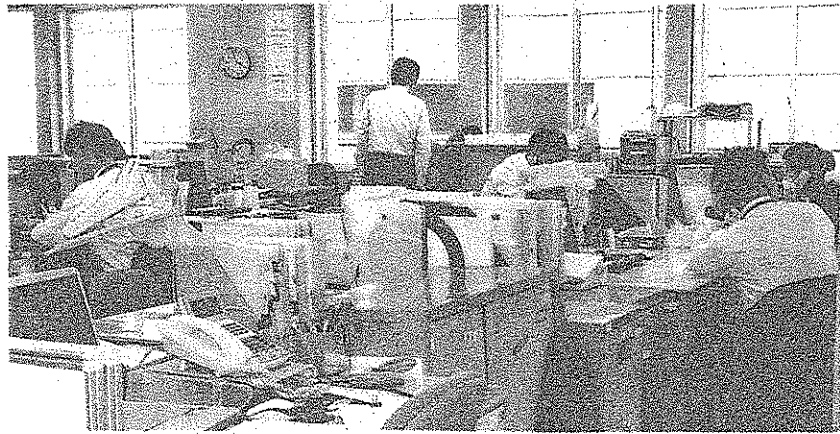


生活保護業務に無資格者12人従事



生活保護業務にあたるケースワーカー。配属後に資格を取得させるケースが慢性化していたとみられる=2月26日、福井市役所で

ケースワーカーへの認識不足

県内各市の福祉事務所などで生活保護業務を担当するケースワーカーの四分の一が、社会福祉法で義務付けられている社会福祉主事の資格を取得せずに従事していたことが明らかになった。個人のデリケートな問題に配慮した対応が必要とされる業務だけに、自治体の認識不足や対応の不備を指摘する声も上がっている。こうした事態に陥った背景などを探った。(松原育江)

県が資格取得を指導

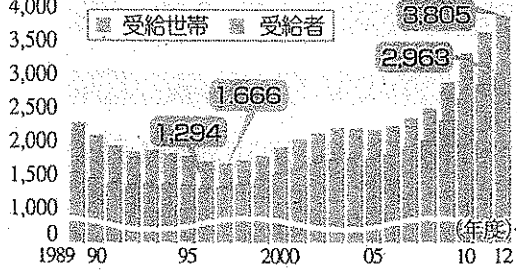
■現状

無資格だったのは、敦賀と越前の両市を除く七市の計十二人。福井市は生活保護業務を担当する十六人中三人が、あわら市(二人)と坂井市(三人)はともに全員が、資格を持っていないかった。ただ、市によって事情は異なる。無資格での従事は、

福井市の人事担当者は、

ケースワーカー 福祉の分野で、個人や家族が抱えている問題に対し、相談業務や援護をする職員。生活保護の場合、本人の収入や生活環境などを調査し、どのような保護が必要かを判断するほか、生活指導などもする。

県内の生活保護受給者と世帯数



話を追って

違法だが罰則はない。坂井市やあわら市の人事担当者は「職員の社会福祉主事資格の有無は把握していない。必要と知らなかった」と困惑気味。人事担当者も異動で変わっていく中で、資格が必要なことなどの情報が引き継がれなかった可能性もあるとみられる。

■対策

今回の問題を受けて、県は各市に文書で速やかな資格取得を指導。坂井市では職員に大学での履修科目の一覧を提出させ、資格の有無を把握して適正な配置を目指す。あわら市でも資格の有無を調査する予定だ。

■複雑化

県内の生活保護受給世帯と受給者数は、一九五〇(昭和二十五)年度に現行制度となって以降減少傾向にあったが、九〇年代中ごろから一転して増加。二〇一二年度は受給世帯数が二

千九百六十三世帯、受給者は三千八百五人(いずれも一カ月平均)に上っている。対象者が増えただけではなく、中身も多様化している。面接時間や回数が増え、ケースワーカー一人当たりの負担が重くなるばかりだという。障害のある人や高齢世帯、一人暮らしの相談件数が増えたため、介護問題が絡むケースもあり、「相談内容が複雑化している」(坂井市)。それだけに専門資格を持った職員の配置が求められている。